

高崎市電子地域通貨導入業務委託

プロポーザル実施要領

1. 公募の趣旨

高崎市では、デジタル技術を用いて、現金給付や紙クーポン給付に伴う振り込み、精算の費用や事務などのコストを削減するとともに、市内経済の発展を図るため、電子地域通貨業務を実施する。本件業務の委託にあたっては、企画提案公募型事業者選定方式により広く事業者を募集し、その企画提案を評価するとともに、事業者の本件業務に対する技術力・業務遂行能力、信頼性・社会性及び見積額等を総合的に判断し、最適な事業者を選定する。

なお、本プロポーザルは、高崎市令和8年度予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって、高崎市議会において当初予算が否決された場合は、委託契約を締結しないものとする。

2. 概要

(1) 業務名

令和8年度 高崎市電子地域通貨導入業務

(2) 業務内容

別紙「高崎市電子地域通貨導入業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託限度額

22,851,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(5) 事務局

担当課：高崎市総務部企画調整課 担当：田中、矢端

所在地：〒370-8501 群馬県高崎市高松町35-1(市役所庁舎7階)

TEL : 027-321-1202

Mail : kikaku@city.takasaki.gunma.jp

3. 参加要件

参加資格を有する者は、企画提案書等の提出期日において次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。なお、企画提案書提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札制限を受けていないこと。
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (3)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (4)高崎市暴力団排除条例(平成24年高崎市条例第72号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5)(4)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (6)高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成16年高崎市告示第288号)の規定に基づく、指名停止期間中でないこと。
- (7)契約を遵守し、信義に従い誠実に業務を遂行できる者であること。

4. スケジュール

内容	日程	備考
公告(公募開始)	令和8年2月4日(水)	市ホームページ掲載
質問書提出期限	令和8年2月12日(木)	
質問回答期限	令和8年2月18日(水)	市ホームページ掲載
参加表明書	令和8年2月12日(木)～	
参加資格要件確認書提出期間	2月20日(金)	
企画提案書等の提出期限	令和8年3月2日(月)	
審査(プレゼンテーション)	令和8年3月6日(金)AM	(予定)
審査結果の通知	令和8年3月上旬	市ホームページ掲載
契約締結予定	令和8年4月中	

5. 質問及び回答

本実施要領及び別紙「高崎市電子地域通貨導入業務仕様書」への質問及び回答については、次のとおりとする。

(1)質問方法

質問は、電子メールでのみ受け付ける。質問書(様式第1号)を使用し、件名を「【自社名】電子地域通貨に関する質問」とし、2(5)事務局に送信すること。なお、送信後、電話にて着信確認を行うこと。

(2)質問書提出期限

令和8年2月12日(木) 17:00厳守

(3)回答期限および回答方法

令和8年2月18日(水)までに、本市ホームページにて公表する。

6. 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり手続きを行うこと。

(1)提出書類

提出書類	様式	部数
参加表明書	様式第2号	1部郵送(押印)
参加資格要件確認書	様式第3号(+必要書類)	1部郵送(押印)
会社概要書	様式任意	10部

(2)提出方法

2(5)事務局へ持参(平日9時～17時)または郵送とする。

※郵送の場合は次の点に注意すること。

- ・受付日時及び配達の記録が残る方法とすること。
- ・封筒には「高崎市電子地域通貨導入業務委託プロポーザル参加表明書在中」と朱書きすること。
- ・郵送後、電話にて連絡すること。

(3)提出期限

令和8年2月20日(金)17:00厳守

(※郵送の場合は20日必着)

7. 企画提案

企画提案については、次のとおり手続きを行うこと。

(1)提出書類

提出書類	様式	提出方法
企画提案書	様式任意	データ提出(PDF)
自治体における導入実績	様式第4号	データ提出(PDF)
統括責任者及び業務実施体制	様式第5号	データ提出(PDF)
見積書	様式任意	データ提出(PDF)

その他関連資料	様式任意	データ提出(PDF)
---------	------	------------

(2)企画提案書の記載事項

別紙「高崎市電子地域通貨導入業務仕様書」に基づき、次の内容について、分かりやすく具体的に記載すること。ただし、仕様書に示していない内容であっても、本市にとって有益と思われるものについては、積極的に提案すること。

(企画提案書の留意事項)

- ア 企画提案書の様式は任意とする。
- イ 企画提案書の比率はワイドスクリーン(16:9)対応とし、PDF形式にて提出すること
- ウ 企画提案書の枚数制限は無しとする。
- エ 文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。
- オ 企画提案書には表紙及び目次を付すこと。
- カ 表紙及び目次を除いて、ページ下部にページ番号を付すこと。
- キ 企画提案書をプレゼンテーションにおける資料とすること。
- ク 専門用語や難解な用語の使用及び表現は避け、イラストやイメージ等を使用してわかりやすい記載に努めること。
- ケ 企画提案書の内容は、上限額の範囲内で実現できる内容とすること。

(3)自治体における導入実績(様式第4号)

- ア 2023年以降で導入を支援した電子地域通貨の導入実績(自治体名)を記載
- イ 人口については、導入時点での概数で記載すること
- ウ 累計流通残高は直近で把握しているものを記載すること
- エ 記載はプロポーザル時点で継続実施中の自治体に限ること

(4)統括責任者及び業務実施体制(様式第5号)

- ア 統括責任者について、氏名、経験年数、実績等を記載すること
- イ 業務実施体制について、作業人員数や業務内容等が分かりやすいよう、図示すること。

(5)導入見積書(様式任意)

- ア 「2(4)委託限度額」を踏まえ、税込み金額で提案すること。
- イ 見積書は導入初年度および翌年度の2年度分を提出すること

ウ 見積書には次の事項を記載すること。

- 【宛名】高崎市長
- 【タイトル】電子地域通貨導入業務見積書
- 【提出年月日】令和8年3月2日(月)

エ 導入初年度の見積書については、初期導入費等初年度のみ生じるイニシャルコスト、システム利用料など固定のランニングコスト、発行額に応じた手数料など変動するランニング等、各業務の積算内容が分かるよう別個に記載すること。

オ 次年度の見積書は、初年度と同等の事業を通年で実施した場合の費用を出すこと。

カ 発行額に応じた手数料など利用に応じて総額が変動するものについては、単価表を別途提出すること。

(6)提出方法

2(5)の事務局に電子メールにて送付すること。

なお、電子メール送信後、電話にて着信確認を行うこと

- 本市ではメールに添付するファイルの受信上限が50MBであるため、これを超える場合については、メールの分割もしくはファイルストレージ等を利用すること。

(7)提出期限

令和8年3月2日(月)17:00厳守

8. 審査(プレゼンテーション)、事業者選定

(1)概要

審査は、提案に対して高崎市電子地域通貨導入者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が「高崎市電子地域通貨導入者選定プロポーザル審査基準」(以下「審査基準」という。)に基づき、公平かつ客観的に行う。

業務提案に対する選定委員全員の点数を合計し、最も高い得点を獲得した提案者を優先交渉権者として業務の受託候補者とし、次点を次点交渉権者とする。

(2)審査方法

ア 企画提案内容に関するプレゼンテーション

イ 企画提案内容の補足説明

ウ 企画提案書、プレゼンテーション及び補足説明に関する質疑応答

(3)開催日

令和8年3月6日 午前中(予定)

※詳細日程については、参加表明者に別途通知する。

(4)開催場所

高崎市役所4階 庁議室

(5)時間

原則1者30分間とする。

※時間配分の目安

ア プレゼンテーション	20分程度
イ 質疑応答(本市から質問を行う)	10分程度

(6)説明者等

説明者は、本業務に携わる主担当者が行うものとし、出席可能人数は最大5名までとする。WEBによる参加は認めない。

(7)機器

プレゼンテーション用のPC等必要な機器は提案者が準備すること。なお、プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル、電源タップは事務局が用意する。

(8)留意事項

ア 提案者が1者だけの場合

各審査委員の評価点数の合計が満点の7割以上であることを条件として、審査委員の協議により、その提案者を優先交渉権者とする。

イ 辞退

審査の参加を辞退する場合は、辞退届(様式第6号)を、参加表明書の提出期限内に提出すること(郵送可)。

9. 審査結果通知

審査の結果は、提案者全てに文書で通知し、その概要を本市ホームページで公表する。公表内容は、原則として最優秀提案者の名称及び提案者数とする。

なお、審査結果に対する電話や口頭、FAX、電子メール等による問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

10. 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1)提案内容に虚偽の記載を行った場合
- (2)提出期限までに提出場所に提出書類の提出が無い場合
- (3)提出書類に不備がある場合
- (4)別紙「高崎市電子地域通貨導入業務仕様書」の機能要件における必須機能が対応不可で、代替案の提示がない場合
- (5)企画提案書受領から契約締結日の間に、高崎市から指名停止措置を受けた場合

- (6) 提案に関して談合等の不正行為があつた場合
- (7) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があつた場合
- (8) 見積金額が提案上限額を超えた場合
- (9) 他の提案者と応募提案の内容について相談を行つた場合
- (10) 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (11) その他、参加資格に掲げる要件を満たさなくなつた場合
- (12) 委員に対して、直接、間接を問はず故意に接触を求めた場合

11. 契約に関する事項

(1) 契約候補者との協議等

- ア 優先交渉権者として選定された者と契約締結の交渉を行う。
- イ 優先交渉権者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点交渉権者と契約交渉を開始する。

(2) 契約における注意事項

- ア 契約手続き及び契約書は、高崎市契約規則(昭和39年規則第16号)の定めにより行う。
- イ 契約の締結に際し、提出書類の記載内容に虚偽の内容があつた場合、契約締結を行わないことがある。また、本市が被つた損害について、損害賠償を求めることがある。

12. 留意事項

- (1) 本企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案書作成のために本市から受領した資料等は、本市の承諾なく公表し、または使用してはならない。
- (3) 提出された書類は、提案者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 提出する書類は、再提出または差し替えは認めない。
- (6) 選定委員会の構成員、提案者等の内容についての質問は一切受け付けない。また、異議申し立ては認めない。
- (7) 優先交渉権者が、本提案実施要領「3参加要件」で記載された資格を失った場合、または「10.失格事由」により失格となつた場合は、次点提案者を契約候補者とする。
- (8) 著作権等第三者の権利に対する侵害の内容の無いよう、十分留意すること。これらの問題が生じた場合は、提案者が責任を負うものとする。

- (9)企画提案書等の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。
- (10)本実施要領に定めのない事項及び疑義のある事項については、選定委員会で協議の上定めるものとする。